

令和2年度（2020年度）第5次定期監査結果に係る注意事項の報告

令和2年（2020年）11月30日から令和3年（2021年）1月28日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和3年（2021年）3月17日

熊本県監査委員事務局

① 行政

事 項	内 容	課題数
私費会計及び各種団体の預金管理	共済給付金及び職員住宅管理預り金について、長期間に渡って処理されていない。	1
	過去に周年事業として実施した活動資金の残金を明確な使用目的がなく事務長が管理している。	1
舎監の宿日直勤務	寄宿舍の宿日直勤務について、人事委員会に許可された回数を超えて勤務させているものがある。	1

② 収入

事 項	内 容	課題数
収入調定事務	生製品の収入調定事務について、二重に払込みを行い返納している。	1
	行政財産の年間使用料について、年度当初に収入調定すべきところ、令和2年(2020年)1月30日及び1月31日に収入調定している。	1
行政財産使用料の徴収	売店等に係る行政財産使用料について、算定を誤り誤徴収している。	4
行政財産の目的外使用許可に係る管理経費	部活動に係る電気料金について、算定誤りにより適正な金額が徴収されていない。	1

③ 支出

事 項	内 容	課題数
特殊勤務手当	修学旅行等引率指導業務手当、対外運動競技等引率指導業務手当及び部活動等指導業務手当について、支給対象であるのに支給していないもの、支給対象ではないのに支給しているもの、二重に支給しているものがある。	6

旅費	令和2年(2020年)2月分の旅費について、令和2年(2020年)8月に支給漏れによる過年度分として支給している。	1
印刷物の発注	学校案内パンフレットについて、原稿等が確定しないまま一般需用費の印刷請負で発注しているため、校正に時間を要し、発注者の都合で納入期限を2回延長している。	1
一般需用費の支払	ガス代の支払において、誤った金額を支払い、誤払い額を戻入している。	2
	一般需用費の債権者登録を誤り、納品業者以外の業者に誤って支払い、返納させている。	1
工事請負契約	樹木伐採伐根及び校内舗装補修工事契約の手続について、建設業法で規定する国家資格等を有していることを確認しないまま、現場代理人主任(監理)技術者通知書を受理している。	1
	旧校正門解体工事の変更契約手続において、工事の契約額の算定を誤り、変更設計工事費を請負代金として契約手続を行っている。	1
補償費の支払	災害共済給付金の支払に当たり、確認誤りにより別の生徒(卒業生)の保護者に支払っている。	1

④ 物品
なし

⑤ 財産
なし